

〔特別児童扶養手当給付制度〕

身体障害、知的障害又は精神障害のある児童の福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当を支給しています。20歳未満で、精神又は身体に政令で定める程度の障害を有する児童を監護する父もしくは母、又は父母にかわって児童を養育している方が対象です。障害の程度は、次の「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3」に定められています。なお、障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とされています。

障害等級基準一覧

1級

一	両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの
二	両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの
三	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
四	両上肢のすべての指を欠くもの
五	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
六	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
七	両下肢を足関節以上で欠くもの
八	体幹の機能に座っていることが出来ない程度又は立ち上がることが出来ない程度の障害を有するもの
九	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
十	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
十一	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

2級

一	両眼の視力が〇・〇八以下のもの
二	両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの
三	平衡機能に著しい障害を有するもの

四	そしゃくの機能を欠くもの
五	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
六	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
七	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	一上肢のすべての指を欠くもの
十	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
十一	両下肢のすべての指を欠くもの
十二	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
十三	一下肢を足関節以上で欠くもの
十四	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
十五	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
十六	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
十七	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※身体障害者手帳等を所持している必要はありませんが、手帳の等級では、概ね次のとおり相当します。

手帳等級一覧

1級

身体障害者手帳1・2級程度の身体障害、療育手帳の判定がA程度の知的障害、又は精神障害者保健福祉手帳1級程度の精神障害

2級

身体障害者手帳3級程度の身体障害又は日常生活が著しい制限を受ける程度の知的障害もしくは精神障害

◎障害の原因となった傷病は、あくまで例示ですが、次表のとおりです。
 なお、次表の傷病であっても、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3」に定められている障害の程度に該当しない場合は認定されません。

傷病例	
障害区分	障害の原因となった傷病名（例示）
視覚障害	未熟児網膜症、白内障、網膜剥離、緑内障、網膜色素変性症、視神経萎縮、ベーチェット病
聴覚障害	感音性難聴、熱病後遺症、慢性中耳炎、耳硬化症
平衡機能障害	脊髄炎、メニエール病
そしゃく機能障害	顎関節癒着症、嚥下機能障害
音声言語機能障害	感音性難聴、失語症、喉頭摘出（術後）、口蓋裂
肢体不自由	脳性小児麻痺、骨形成不全症、先天性股関節脱臼、二分脊椎、筋萎縮症、変形性関節症、先天性奇形、水頭症、小頭症
知的障害 精神障害	精神発達遅滞、水頭症、統合失調症等精神障害、自閉症等発達障害
呼吸器の機能障害	肺結核後遺症、肺気腫、慢性気管支炎、肺線維症、サルコイドーシス
心機能障害	心室・心房中隔欠損、心内膜床欠損、単心房単心室、心臓弁膜症（僧帽弁狭窄、閉鎖不全、三尖弁狭窄、大動脈狭窄）、ファロー四徴症、膠原病、川崎病
血液疾患	白血病、悪性リンパ腫、紫斑病、神経芽細胞腫、再生不良性貧血
腎臓疾患	慢性腎不全、慢性糸球体腎炎、ネフローゼ症候群
肝臓疾患	慢性肝炎、肝硬変（胆汁性肝硬変、うっ血性肝硬変、ウィルソン病）
その他	膀胱直腸障害、小腸機能障害等、後天性ヒト免疫不全症候群